

平成23年7月15日

国土交通省海事局

海の安全を守る、アジア欧州の45か国が外国船を検査－9月から3月間に約1万隻、日豪英など－

日本、韓国、オーストラリア等アジア太平洋地域18か国と英国、ドイツ等欧州地域の27か国は、この9月から共同で、入港する外国船の構造安全に焦点を当てた検査を行います。

この検査は、船舶においては、船体外板の損傷により船舶が浸水したり、また、木材や穀類等の貨物の積み過ぎのため船舶が転覆し、沈没や海洋汚染につながる危険があることから、11月までの3月間、両地域で約1万隻に対し、船舶の損傷や貨物の積載状況について集中的な検査を実施するものです。この期間に、世界の貨物船約5万3千隻（海運統計要覧2010より）の2割弱に相当する船舶を検査する予定です。

検査は、入港する外国船に対し、船舶の構造設備などが国際条約に定める基準を満足していることを確認するもので、ポート・ステート・コントロール（PSC）と呼ばれています。PSCの結果修理が必要とされると、停泊日数の延長など船の運航スケジュールに影響が生じることもあるため、このようなことが無いよう、船舶では日頃から安全意識を高めておく必要があるといった効果もPSCにはあります。

船舶の損傷例（写真：東京MOU提供）



船内構造の検査



問い合わせ先：国土交通省 海事局総務課 外国船舶監督業務調整室

（代表）：03-5253-8111（43-174、43-177） 田淵、伏見

（直通）：03-3593-0686

日本では、国土交通省が3月間で約1千4百隻に対しPSCを実施する予定です。また、この検査の時期に合わせて、9月の2週間、東南アジアなどから約15名の政府職員(PSC検査官)が、国連の専門機関である国際海事機関及び日本財団の資金援助を得て来日し、日本で行うPSCに研修のため参加します。

PSCは、隣接する各国が地域単位で協力して行うことが効果的であるため、欧州で、1982年に地域協力に関する覚書(パリMOU; Memorandum Of Understanding)が結ばれたのに続き、アジア太平洋地域でも、日本の主導により1993年に地域協力に関する覚書(東京MOU)が結ばれ、東京に事務局(名称:東京エム・オー・ユー事務局)が置かれており、今回の検査は、この東京MOUとパリMOUが共同で実施するものです。

(参考)

1. PSCアジア太平洋地域協力(東京MOU)参加18か国

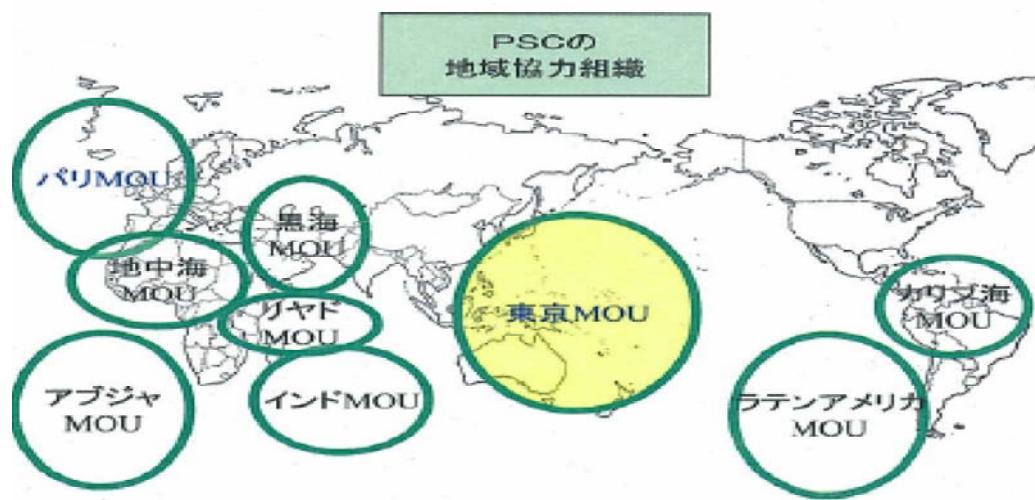
オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

2. PSC欧州地域協力(パリMOU)参加27か国

ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

3. 世界のPSC地域協力

世界では下図の9つのPSC地域協力があります。



アジア太平洋地域で進む外国船への検査強化
2010年に検査数で初めて欧州を大きく上回る

海事局総務課外国船舶監督業務調整室

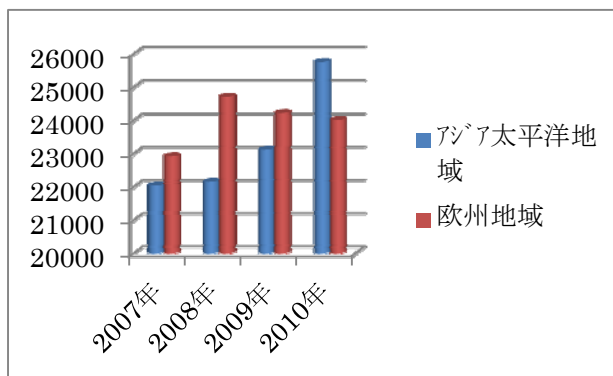
PSCに関する2010年の検査実績によると、日本、韓国、オーストラリア等アジア太平洋地域18か国による入港外国船に対する検査数が、初めて欧州地域27か国の検査数を大きく上回りました。

PSCアジア太平洋地域協力（東京MOU）の事務局が5月に公表した2010年年次報告書などによると、アジア太平洋地域の18か国で、2010年は、14,536隻の外国船に対し25,762回の検査が実施され、地域協力開始以来、初めて、欧州地域の年間検査数24,013回（2010年）を大きく上回ったことが明らかになりました（図表）。日本は、2010年において、アジア太平洋地域で行われたPSCの21%に当たる5,308回のPSCを実施し、239隻に是正を命令するなど、域内で中心的な役割を果たしています。

写真 救命設備（救命艇）の検査



図表 外国船検査数の推移



（参考）

PSCアジア太平洋地域協力の2010年年次報告書（英文）は、東京エム・オー・ユー事務局のホームページ <http://www.tokyo-mou.org> に掲載されています。

参考資料—2

日本に入港する外国船の質が向上
処分数の減少に見られる PSC の効果

海事局総務課外国船舶監督業務調整室

日本では入港する外国船に対し、国土交通省の各地方運輸局において着実に PSC を実施し、船舶の構造設備などが国際条約に定める基準に照らし重大な欠陥がある場合は、基準に適合するよう命令する処分を行っています。この結果、外国船の基準遵守が図られ、処分を受ける外国船隻数は減少してきています。

日本のPSC実績

	検査回数	重大な欠陥があったため処分 (※)を課された隻数	処分率
2003(平成 15 年)	4865	639	13.13%
2004(平成 16 年)	4896	459	9.38%
2005(平成 17 年)	4680	248	5.30%
2006(平成 18 年)	4898	293	6.00%
2007(平成 19 年)	5217	241	4.62%
2008(平成 20 年)	5047	243	4.81%
2009(平成 21 年)	4930	192	3.89%
2010(平成 22 年)	5308	239	4.50%

※ 技術基準適合命令、是正通告及び改善命令並びに航行停止命令をいう。

日本の PSC 処分隻数に見る船籍国ワースト 5 の変遷

2003 年		2010 年	
1	カンボジア 129	1	カンボジア 114
2	北朝鮮 128	2	パナマ 54
3	パナマ 115	3	韓国 15
4	ベリーズ 105	4	ベリーズ 7
5	ロシア 31	5	シエラレオーネ 7
2003 年ワースト 5 計 508		2010 年ワースト 5 計 197	

参考資料—3

構造安全の欠陥が原因で起きた日本沿岸での事故

1997年ロシア籍油タンカー“ナホトカ号”による海洋汚染

海事局総務課外国船舶監督業務調整室

1997年、ナホトカ号（ロシア籍油タンカー、1970年建造）は荒天の日本海を航行中に、船体が2つに折れ、一部が沈没、一部が福井県沿岸まで漂流・座礁し、重油約6,200トンを流出する事故を起こしました。船体の腐食が進展して船体強度が大幅に低下していたことなどが原因で、補償額は約260億円になりました。

